



2021年5月、兵庫県姫路市内の事業所において、火災発生時に従業員が消火器を操作したところ、消火器が破裂し従業員が負傷するという事故が発生しました。使用された消火器は、製造後30年以上が経過しており、底部が腐食していました。また、昨年、愛知県名古屋市においても、同様の事故が発生しています。

消防法令により設置が義務付けられている事業所の消火器で、製造年から10年が経過したもの、又は本体容器に腐食等が認められたものについては、容器の耐圧試験を実施しなければなりません。

点検を実施していない消火器は、火災時にその機能が有効に発揮できない恐れがあることはもとより、破裂等重大な事故につながる恐れが高まることから、定期的に点検を実施してください。



■注意事項

これらの事故は、消火器が雨風にさらされている場所や湿潤な場所等に置かれていたことにより、本体が腐食し、さらに消火器の操作で本体に圧力が加わり、消火器が破裂したものと考えられます。また、古くなった消火器を処分せず放置したことも原因のひとつです。

消火器は火災時の初期消火に大変有効ですが、消火器が古すぎる場合や、錆や変形があるなど、いざという時に使えないだけでなく、操作することにより破裂しケガをする危険性があります。

■次のような消火器は絶対に使用しないでください

- ✓ 錆・腐食・変形・傷のあるもの
- ✓ 本体に表示してある耐用年数、使用期限を過ぎたもの
- ✓ キャップの緩みがあるもの
- ✓ 高温多湿のところに長期間放置されていたもの



問い合わせ先
千曲坂城消防本部
予防課 査察指導係
電話 026-276-0119